昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年七月十五日発行　SSKP　通巻第7696号

SSKP 脊損ニュース 7月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲ホテルグランヴィア京都

〒600-8216
京都市下京区烏丸通塩小路下ル京都駅中央口
ＴＥＬ０７５－３４４－８８８８(大代表)
ＦＡＸ０７５－３４４－４４００

https://www.granvia-kyoto.co.jp

ユニバーサルルーム　洋室　６部屋
２名使用
１泊朝食付１部屋２名で￥２３，４００～

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　編集部）

〈７月号目次〉

災害時における要配慮者支援
千葉県防災危機管理部　その３　…　3
減災《減災意識をたかめる》　……　7
第20回定時総会京都府大会
WEB会議開催　……　8
チョコっとモン・サン・ミッシェル
赤城喜久代　……　13
連載　世界は開いているから仕方がない
村山哲也　……　16
連載　TOKYO2020 オリンピック聖火ランナー
渋谷真子　……　17
万華鏡26・災害支援金のお願い　……　18
組織部報告　……　19

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.7.15 SSKP 通巻第7696号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーベッドマット

汗をかいてもムレずに寝心地抜群！

◆ 高い吸汗性と通気性で寝心地は常にさらさら！
◆ 安眠布団としても最適！

※『労働災害補償保険』対象商品です。
詳しくはお問い合わせください。

シングル
74,800円(税込)

【サイズ】長×幅×厚(cm)：210×90×10
【材 質】中綿：シリコンファイバー 100%
側地：表面 綿35%・ポリエステル65%(抗菌加工) / 裏面 ナイロン 100%

ソフタッチユーホー車椅子パッド

長時間座ってもムレを防いで座り心地最高！

◆ 暑さがつらい外出時でも汗をすばやく吸収するため快適！

レギュラー・ハード
15,400円(税込)

【サイズ】長×幅×厚(cm)：レギュラータイプ(41×46×8) ハードタイプ(39×39×8)
※「車椅子パッド」は座布団、背あて、腰あてとしてもお使いになれます。
※ 運動選手の方など、80kg以上の方用にハードタイプもご用意しております。

アームチェアパッド
31,900円(税込)

2個1組セット

かかとパッド
11,000円(税込)

シリコンファイバーとは

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

『シリコンファイバー』の特長

- NASAでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント シスコラも販売中！
6箱セット以上のご注文の場合は、送料無料でお得!!
更にお得 6箱セット▶5%OFF! 12箱セット▶15%OFF!!

メーカー販売価格 4,104円(税込)

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。(WEBサイト・メールでも受付可能)

☎ 03-3377-2361
日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp MAIL jhc@jhckk.co.jp FAX 03-3377-2214 営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

全国脊髄損傷者連合会　千葉県支部

公開講演会

災害時における要配慮者支援

千葉県　防災危機管理部　防災政策課
地域防災力向上班

その３　（文責　編集部）

３　要配慮者への支援について

災害時の要配慮者への支援についてお話をさせていただきます。

まず、要配慮者という言葉の定義ですが、災害対策基本法では、「高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者」を要配慮者と定義し、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならない」こととされております。

要配慮者の例としましては、ガイドのとおりです。要配慮者の特性は個人差が大きいということ。程度も千差万別なので、一人ひとりの特性に応じた支援を行うことが必要となります。また、災害発生時には、地域住民の方の協力が必要不可欠となります。平常時から要配慮者の特性について理解をしていただき、災害時における当該要配慮者への適切な支援を行うことが重要となります。

【要配慮者の例】

高齢者（ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者等）
視覚障害者、　聴覚・言語障害者、　肢体不自由者、
内部障害者、　心臓の障害、　腎臓の障害、
呼吸器の障害、　膀胱又は直腸の障害、
小腸の障害、　免疫機能の障害、
肝臓の障害知的障害者、　発達障害者、
精神障害者、　難病患者等、　乳幼児、　妊産婦、
外国人、　災害時負傷者、　災害孤児、
帰宅困難者、　旅行者等

次に避難行動要支援者の定義ですが、先ほどの要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する者のことを「避難行動要支援者」といいます。この災害対策基本法においては、市町村は避難行動要支援者と避難支援、安否確認、その他の避難行動要支援者の生命または身体を、災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎になる名簿の作成が義務付けられました。これが避難行動要支援者名簿というものになります。市町村は与えられた権限により、避難行動要支援者の情報をぜひ漏れのないように集め、避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者の氏名や生年月日、性別、住所、電話番号等の連絡先、避難支援の必要な理由などが登録されております。市町村は災害対策基本法により挙げられた避難行動要支援者の情報を漏れのないように収集し、効果的な支援を行うと共に、受けた情報を慎重に情報管理し秘密保持のために必要な措置を行うことが求められておりいます。

この避難行動要支援者名簿ですが、千葉県の県内54市町村すべてで名簿の作成は完了しており

ます。この避難行動要支援者名簿を作成することにより、あと一つとして、どの地域にどのような避難行動要支援者がどの程度存在するのかを把握することで、実施すべき防災対策や体制整備について検討することが可能となります。また、災害発生直後に、どのチームにどのような人的・物的支援を投入すべきか、などを決定する上で活用することが可能となります。

発災時、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を迅速に行うためには、平時からの体制を整備しておくことが必要となります。特に、在宅の内部障害者など避難行動要支援者のうち、災害時に医療行為などが受けられなくなると命にかかわるような場合には、予め個別計画において福祉避難所を避難先として決めておいたり、医療機関への緊急入院等の対応を決めておくということも必要となります。

個別計画についてですが、災害時の避難支援等、実効性のあるものを作るためには、まず支援が必要な方を名簿にまとめていくということが重要になります。その名簿作成に合わせて予め、「避難行動要支援者」の一人一人について、例えば、支援して、どこの避難所に避難させるかなどを定めておくことが必要となります。

そのため国では、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力を得ながら、個別計画を策定するよう、取組指針において示しております。

個別計画策定にあたっては、市町村は自主防災組織や民生委員、福祉事業者等の支援を行う方からの協力を得ながら、避難行動要支援者ご本人の方と打ち合わせをするなど、連携をしつつ実効性のある避難支援がなされるように個別計画の策定を推し進めていく必要があります。

避難支援を円滑に行うためには、個別計画に盛り込む内容としては、名簿に記載された、氏名や住所などの情報に加えて、発災時の避難支援を行う者、例えばその方を避難所まで連れて行く、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、また本人と連絡が取れないときに、どのような対応をするのかなどを記載しておく必要があります。

この避難行動要支援者と、支援を行う者も、避難支援等関係者とのマッチングを行うに当たりましては、地域の状況を踏まえつつ市町村、または市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けました関係者がコーディネーターとなる者が、調整を行うことが適切とされております。調整を行う際には一人一人の避難行動要支援者について、できる限り複数の関係者の中から、話し合いながら避難支援にあたることや、一人の避難支援等関係者に役割が集中しないように、避難支援等関係者となる者の年齢や地域特性を配慮しつつ、適切な役割分担を行うことも必要となります。

また個別計画は避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び関係部署のほか、避難支援等関係者など、避難行動要支援者本人が同意した者に配布をすることになります。その際は誓約書の提出などにより守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を、明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める必要があります。

先ほど「避難行動要支援者名簿」は県内54市町村すべてで作成済みとお伝えしましたが、個別計画に関しては、令和元年９月１日現在、名簿に掲載された要支援者、全員分作成済みが４市町、一部作成済みが18市町となっております。この個別計画策定が進まない理由としましては、市町村からは避難支援等関係者、支援を行う方が不足しておりマッチングができないことや、名簿情報を関係者に提供することへの同意が得られないことなどが挙げられております。

この個別計画につきましては、全国的にもあまり策定が進んでおらず、対象者全員の個別計画の策定が完了しているのは全国の市町村の12%に留まっております。このような状況から、国のほうでも策定率向上に大きな検討を進めており、来年の通常国会で災害対策基本法を改正し、個別計画を市町村の努力義務の規定を追加するなどの措置がとられているところです。

福祉避難所について

福祉避難所とは、災害時に、一般の避難所では**生活することが困難な方**を対象とした避難所となります。想定される対象者としては、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児などの配慮が必要な方々、またそのご家族などが考えらます。

福祉避難所としての利用が見込まれる施設としては、老人福祉施設、障がい者支援施設などが考えられます。福祉避難所については一般避難所と同様、災害対策基本法施行令で基準が定められております。

福祉避難所については一般的避難所の形式に加えまして、施設がバリアフリー化されていること、要介護者等を滞在させるために必要な居室が確保されていること、生活相談員等が配置され、避難所での生活に関しての相談体制が整備されていることなどが挙げられております。

では、どうして避難所に指定されていない施設は避難所としては利用できないかというと、指定されていない施設でも災害発生の状況に応じて施設を使用することは可能です。ただし、災害が起こってから指定している福祉避難所だけでは被災された方の受け入れは、むずかしく、急にその施設を福祉避難所として使用する調整の時間を要することになります。そのため、円滑な避難所の開設・運営のためにも、平時から災害時の対応の方針を市町村と施設の管理者との間で協議をし定めておくこと、協定を締結しておくことなどが重要となってきます。

一般の避難所と福祉避難所の関係ですが、これは一例なのですけれども、まず災害が発生、または発生する恐れがあれば、自宅の安全が確保されている場合には自宅で避難、在宅避難を行うことがあります。自宅にいては危険の恐れがある場合には、一般の避難所が開設されていればそちらに避難をします。一般の避難所では避難されてきた方々の状況を確認し、避難所内の空き教室など、個室での支援で対応が可能であれば〈指定避難所〉として可能。一般的な室内での支援では困難な場合には〈福祉避難所〉へ。設備などの整った福祉避難所へ移送することが考えられます。

ここで本県における避難所の状況をご説明いたします。令和２年９月１日現在では、福祉避難所の指定または指定を予定しているもの、指定ではなく協定を結んでいるものも合わせまして、現在1067カ所の福祉避難所が確保されております。県の避難所運営の手引きでは、小学校区１カ所、あるいは小学校校区に１カ所程度、避難所があることが望ましいとしております。しかもその小学校区に対しまして設置率を見てみますと、今現在137％となっております。ただこの表では100％を超えていますが、準備は万端かと申しますと…。施設数と避難所は137％あるので十分確保されているように見えるかもしれませんが、それは県全体の合計を比較したものでありまして、それぞれの市町村別に見ますと設置率が10％未満や10％台の市町村もあり、十分に確保されてるとはいえない状況になっております。

千葉県の福祉避難所の状況

県内市町村の指定・協定数　令和２年９月１日現在　防災政策課調べ

区分	施設数	小学校数	設置率（%）
指定済	２４９	－	－
指定予定	５	－	－
協定のみ	８１３	－	－
合計	１，０６７	７７７	１３７

【小学校数との比較】
県の「災害時における避難所運営の手引き」では、小学校区に１箇所程度、福祉避難所を指定目標とすることが望ましいとしている。

⇒上記の表では１００パーセントを超えているものの、準備は万全？

福祉避難所の確保が進まない理由としましては、そもそも福祉避難所となり得る福祉施設など

がないという声も市町村から聞いております。このような場合には、自分の市町村だけでなく近隣の市町村と連携するなどによって、隣の市町村の福祉施設の活用などを検討するなど、福祉避難所の確保に努めていただいているところです。

最後に、こちらは参考までとなりますが〈要介護者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き〉、避難所運営の定義の策定など、県の災害時のおける市町村への支援などを示したものとなっております。私からの説明は以上となります。

ご静聴ありがとうございました。

【参考】要配慮者支援に係る県の取組

災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き

(概要)
市町村等が災害時における要配慮者支援対策及び避難行動要支援者対策を実施していく際の参考書として活用できるよう作成したもの。

○作 成 日 平成21年9月(平成28年3月改訂)

○主な内容

【災害に備えた事前対策】

・避難行動要支援者名簿の作成・共有化

【発災後の対応】

・避難情報等の伝達と安否情報等の収集

・避難所等における支援

【参考】避難所に係る県の取組(1)

災害時における避難所運営の手引き

(概要)
市町村の避難所運営に当たっての基本的な考え方や具体的な方策をまとめたもの。
平成29年の改訂では、市町村が円滑に避難所運営マニュアルを作成できるよう、新たに「市町村避難所運営マニュアル(例)を加えた。

○作 成 日 平成21年10月(平成28年3月、平成29年7月改訂)

災害時における避難所運営の手引き ～新型コロナウイルス感染症への対応編～

○作 成 日 令和2年6月1日

○主な内容

・マスクやアルコール消毒液などの感染症対策用物資の準備

・発熱や咳等の症状がある方などのための専用スペースの確保

・避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう保健師の巡回などの検討

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

福祉避難所の対象 事前公表

政府、災害時混乱で新制度

大規模災害時に配慮が必要な人が過ごす「福祉避難所」に一般住民が殺到しないよう、高齢者や障害者、妊産婦といった受け入れ対象を市区町村が決め、事前に住民に知らせる制度を政府が新たに設けた。

対象をあらかじめ明らかにし、福祉避難所設置に伴う混乱や運営への支障を避けるのが狙い。内閣府は運営に関するガイドラインを改正し、市区町村に周知した。

福祉避難所は、設備の整った老人福祉施設、障害者支援施設などを市区町村が指定する。

新制度では、福祉避難所の指定と併せ、市区町村が「重度障害がある子ども」「妊産婦」「要介護3以上の高齢者」など、受け入れる対象を公示する。本人とその家族のみが避難できることが明確化でき、施設側も想定していない被災者が来るリスクが減るため、開設がしやすい。

また、現在は一般の避難所に身を寄せた後、保健師などが健康状態を見極めて福祉避難所に移る人を判断する仕組みが一般的で、体育館などでの不自由な生活による体調悪化が問題となっている。政府は今回、手助けが必要な災害弱者の避難先を事前に決めておく「個別計画」の作成も市区町村に努力義務で求めており、作成が進めば、福祉避難所への直接避難も可能となる。2016年の熊本地震では一般住民が押し掛けて十分に機能しなかったほか、19年の台風19号の被災地では、混乱を恐れて福祉避難所を設置しながら公表を控えた自治体も多かった。

施設側が運営に支障が出るとして指定を望まないケースもある。内閣府が取りまとめた資料によると、19年10月時点で全国の市区町村が指定した避難所7万8243カ所のうち、福祉避難所は約11％の8683カ所にとどまっている。

負の教訓踏まえ明確化

過去の大災害では、自治体による周知不足で福祉避難所が十分に機能せず、体調悪化を招く問題が起きた。災害弱者の命を守るため「負の教訓」に向き合い、受け入れ対象を明確化した上で公表する流れが生まれている。

2019年の台風19号で大きな被害が出た宮城県丸森町。当初、福祉避難所に指定していた町内の特別養護老人ホーム（特養）を町は「直接避難する場所ではない」という理由で公表しなかった。町保健福祉課の谷津晶一課長は「町民が殺到したら施設に迷惑が掛かるという心配もあった」と振り返る。

福祉避難所の存在を知らずに一般の避難所で過ごす高齢者や障害者は体調を崩し始めた。特養は満床になり、町は約2週間半後、病院に1カ月間限定で福祉避難所を開設、公表に踏み切った。谷津課長は「福祉避難所の位置付けをきちんと説明して住民に理解してもらった上で、事前公表するのが望ましい」と話す。

受け入れ対象を事前公表している自治体は増えている。熊本市は、障害がある子ども向けの「福祉子ども避難所」に市内の特別支援学校や盲学校など7校を指定した。きっかけとなったのは16年4月の熊本地震。障害児の家族が「周りに迷惑を掛けられない」と避難所に行くのをためらい、被災した自宅に残ったり、車中泊を続けたりした事例が確認された。保護者からの要望を受け、市は19年に在校生や未就学児とその家族が自宅から直接避難できる仕組みをつくった。

京都市は妊産婦や新生児に特化した福祉避難所を準備。大学や看護学校など16カ所を指定し、公表している。一般の避難所で健康調査を受けて配慮が必要と判断された人が入所できる。市の担当者は「授乳や夜泣きのときも、周囲に気兼ねすることなく過ごしてもらえる」と説明する。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.7.15 SSKP 通巻第7696号

＝フォトレポート＝

第20回定時総会京都府大会 WEB会議開催

今年度もリモート会議となった京都府総会が、６月５、６日に開催された。総会の今後のあり方を示唆するウェブ会議であるが、遠隔地からでも参加できるなど、メリットがある反面、今までのように１年振りに対面してお互いの消息を確認し合うのも、意義のあることであろう。コロナ禍にあっても、各県支部の動きが基盤となる全脊連活動。新たな目標を目指して、前進していきたいものです。次回の開催は愛媛県が予定されています。

京都府支部総力をあげて開催に臨んだ

今回の選挙で勇退される桝屋議員。全脊連のために本当にご苦労様でした。ライブ出演されました

東京の事務局と全国をリモートで結び、無事終了した

ライブ参加された代議員。票決等も画面上で表示され、全ての議案は採決された。コロナ後の支部活動における会合のあり方を見る思いである

来賓あいさつ

お祝いの言葉

赤羽一嘉 国土交通大臣

全国脊髄損傷者連合会、第20回定時総会京都府大会の開催を祝し、心よりお喜び申し上げます。いよいよ来月から東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。今大会はわが国におけるバリアフリーの取り組みを全世界に発信する絶好の機会であると共に、今大会のレガシーである、真の共生社会の実現に向けて取り組みをさらに加速させるためのターニングポイントの一年とすべきと考えています。

またこの一年は2000年に交通バリアフリー法が施行されてから20年が経過した節目の年であります。私は、バリアフリー政策は成熟した国家の品格を体現するものと考えており、交通バリアフリー法の施行以来、「障害者のために」「高齢者のために」といった発想ではなく、「誰もが平等に」という発想に立ち、公共交通機関などのバリアフリー政策が社会福祉政策ではなく、高齢化社会では当たり前の公共政策と見なされる世の中へ変えていかなければならない、との強い決意の元で取り組んで参りました。

20年が経過したこの間、ハード整備は着実に進展して参りました。バリアフリー整備目標に

基づき、一日に3000人以上が利用する鉄道駅などの内、実に９割以上のバリアフリー化を実現しました。さらに一層のバリアフリー化の推進を図るため、昨年12月には新たな整備目標を設定し、新幹線についても2021年７月以降に導入されるすべての列車について、例えば東海道新幹線では６席分を車いす用フリースペースの設置を義務付ける事とするなど、世界最高水準のバリアフリー環境の実現に向けて歩みを進めています。

その一方で、自治体の財源規模が小さく人口も少ない地方でのバリアフリー化はまだまだ途上にあり、都市部とは大きな隔たりがあるのが現実です。そのため地域におけるバリアフリー計画である市町村のマスタープランや、バリアフリー基本構想の策定支援を強化すると共に、全国10の地方ブロックにおいても、地方運輸局や地方整備局などが連携して、地域におけるハード・ソフト両面からのバリアフリーの取り組みを支援して参ります。

ソフト対策の強化も急務となっています。2020年には、心のバリアフリーを中心としたソフト対策の強化を内容とするバリアフリー法改正を行い、市町村などが学校教育と連携してバリアフリー教育を推進するための教育啓発特定事業の創設や、バリアフリートイレ、車いす使用者用駐車施設などの適正利用の推進に向けた広報啓発、交通事業者に対するソフト基準適合義務の創設など、心のバリアフリーの推進に対する一層の理解に向けた取り組みを進めることとしております。

バリアフリー政策に終わりはないというのが私の信条であります。バリアフリー政策を進めるにあたっては、当事者の声が十分反映されるよう、あらゆる人々の声に耳を傾けながら、政策内容のより一層の充実に向けた不断の取り組みを図っていく必要があり、今後も全国脊髄損傷者連合会の皆様をはじめとする当事者の皆様のご意見ご要望を頂戴しながら、バリアフリー政策を推進して参りたいと考えております。

結びに、この京都府大会の開催に向けて関係各位の並々ならぬご努力に敬意を表し、総会のご成功を祈念いたしまして、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

2021年度本部提案事項

① 第21回全国総会愛媛県大会への参加要請について

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会の第21回通常総会は、愛媛県支部の主催により、2022年６月10日（金）～12日（日）に開催される予定です。つきましては、一人でも多くの会員、代議員の皆様方の参加をお願いいたします。

イ．開 催 日：2022年６月11日（土）に総会（予定）
ロ．開催場所：松山市総合コミュニティセンター（予定）

② 各支部の活動の活性化について

連合会の会務活動は、労災やバリアフリー等の福祉制度の充実とともにピークを迎えて、会員数は減少傾向にあります。各支部の皆様には今一度会務活動の活性化をお願いいたします。

・ピアサポート活動
・学習会及びイベントの開催
・地方自治体への要望活動
・ホームページやSNSの活用

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.7.15 SSKP 通巻第7696号

上記の活動を「支部活動活性化のための４本柱」として捉えて年度内に実行するようお願いします。こうした活動には本部から助成金を出していくだけでなく、支部長から要請をいただければ本部理事もサポートに伺います。積極的に活動を行って、会員数を増やしてインクルーシブな社会の実現を目指していきましょう。

③　ＷＧへ積極的に参加を

現在、脊損連が解決すべき重要な課題は下記の６グループにほぼ集約されています。従って、従来、各県支部やブロック会で議論されていた課題はこのＷＧに持ち寄って課題解決のための議論をし、その問題解決のための方向性を打ち出し、必要に応じて要望書等に纏め、本部の活動の中核としています。

従って、これら会議は基本的にオープンですが、予め参加登録（会員の方はブロック会の担当理事へ）が必要です。会員の方で興味ある方は、是非参加し前向きな意見交換ができることを願っています。その議論を踏まえて業務執行理事会や理事会で検討し、本部の活動方針としていく予定です。

尚、会議は全てZoomやSkypeで開催する予定です。

ＷＧ（順不同）

①労働災害WG、　②介護保障WG、　③バリアフリー等WG、　④組織体制WG、
⑤脊損ニュースWG（広報WGへ名称変更）、　⑥IT・ピアサポートWG

④　全国の脊髄損傷の実態調査へのご協力のお願い

日本国内における脊髄損傷者の疫学調査としては、1990年から1992年を対象として日本パラプレジア医学会が実施した「日本における脊損発生の疫学調査」が挙げられます。また、脊髄損傷の予防を含めた2018年の疫学調査の結果が、2020年9月に日本脊髄障害医学会から公表されています。

この疫学調査を補完すべく、脊髄損傷者の生活実態について2024年度を目途に調査を実施することで、受傷原因別や年齢別の患者数などの基礎データを明らかにするとともに、受傷予防の対策や教育のあり方など、多様な分野にわたって提言を発信していきたいと考えています。

つきましては、各県支部や会員各位のご協力を賜りたくお願いいたします。

⑤　スローガン採択と宣言

連合会総会の大会スローガンは「2030へ向けて実現したい社会」です。

第20回定時総会　スローガン（案）
一、どのような重度の障害者でも地域社会で安心して暮らせる制度の確立を
一、障害のある人もない人も共に平等に暮らせるインクルーシブ社会の実現を

⑥ 全脊連2030ビジョン

上記の目標を達成するために、国連・障害者権利条約や障害者基本法の理念に則り、障害者差別解消法、障害者総合支援法、バリアフリー法などを梃子にして、団体活動に取り組んでいきます。

具体的には下記のとおりです。

1．各県支部の活性化と消失支部の復活、会員増強
2．支部の若返り、高齢会員と若年会員との交流
3．重度障害者の地域での自立のためのサポート
4．全国津々浦々でのバリアフリー化の浸透、バリアフリーの地域間格差の解消
5．ＷＧの深堀り

以上の実現に向けた各ＷＧの方針は下記のとおりです。

（1）労働災害ＷＧ

せき損者とその家族（遺族）に対する労災補償が、わかりにくく納得もしにくい条件や手続に左右されずに、公正・適切に行われるようにすることを求め、とりわけせき損者が死亡した場合には原則遺族（補償）給付が支給されるようにする抜本的な見直しの実現をめざしていきます。

（2）介護保障ＷＧ

・権利条約の各条文をもとに、（公社）全国脊髄損傷者連合会は、障害者施策を具体的に当事者政策団体として法整備して行く。

（3）バリアフリー等ＷＧ

10年後の社会は情報技術の発展や自動車の自動運転が一段と進む等、障がい者の社会参加が一段と進むことが考えられると共に、道路や建築物も大きくバリアフリー化が進むものと思います。

そんな社会の急速な進歩・変革の波に適応できにくい、高齢者・障がい者等への特段の配慮も必要です。

ＵＤ2020行動計画やバリアフリー法改正等で、ここ２～３年種々のバリアフリー化が大きく進んだことは間違いありません。

しかし、現実は地方のバリアフリー化が進まず、差別解消法が出来ても恒常的に障害者差別が発生し、移動の権利も保障されていません。

加えて、地方では鉄道駅の無人化や鉄道・バス路線の不採算路線の廃止等で障がい者にとってますます厳しくなる事も予想されます。

10年後を見据え、今後もWGでは後継者を育てながら定期的に会議を開催し、常に現状認識を図る事は勿論、毎回主題を設け会議を重ね、都会は勿論地方のバリアフリー化がより一層進むよう議論し、国へ要望し実現を図ってまいります。

（4）組織体制ＷＧ

・2030年までに会員数を、現在の1,325名から1,700名に増やすことを目指す。
・2030年までにすべての都道府県に支部を設立する。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2021.7.15 SSKP 通巻第7696号

（５）脊損ニュースＷＧ（広報ＷＧへ名称変更）

・安定した定期発行の確立
・会員同士を結びつける活発な投稿促進
・多様化する福祉政策の分かりやすい情報の提供
・パラアスリートとともにレジャー的な障害者スポーツの普及広報
・全国的な新規の車いす対応ホテルの普及広報
・読みやすい紙面レイアウトの技術向上
・本誌配布方法の意見徴収
（印刷媒体と電子版媒体への検討）

（６）ＩＴ・ピアサポートＷＧ

現状については、ピアサポート事業としては、あくまでもボランティア活動の域を脱していません。ＩＴシステムは、もう少し簡素化が必要であり、老若男女が入力し易い様に改善したいとおもいます。

テキストについても、各委員により「基本テキスト」をまとめて共有して、より良いテキストを目指します。これを用いて、全脊連の会員及び一般の方にも受講できる講座を開設し、受講単位（20時間～35時間）を定め、サポーター・コーディネーター・コーチを受講時間に応じて認定します。

活動については、この講座を受講した方に各支部またはブロックで実施して行きます。例えば、各支部により、行政の施設を借り、毎月一回、日にちと時間を決めて実施します。この事を基準にして各支部やブロックで実施して行きます。

教育現場でのあり方についても、小・中学校一貫や中・高校一貫と成りつつあります。「ゆとり教育」の反省から同じ方向性を向けて先生による先生の管理をするのではなく、子供達の「落ちこぼれ」をなくす意味が強く感じられます。学校現場においても、ピアサポートの必要性が、ここ10年あまり取り上げられてきました。学校内のイジメ問題や家庭内暴力（子供から親・親から子供）、不登校など、障害児童の一般学校の入学希望者が増え続けています。この事により、小・中・高に進学時の能力不足が問題化に、一般学校から特別支援　学校にと担当の先生方が勧めている現実があります。

身体障がい者のみでなく、テキストを活用して、全脊連の認定証を発行し、ピアサポートを職業として確立させ、福祉サービス・医療現場の専門職と協働連携を進めて行くための制度として位置付けを考えられないでしょうか。

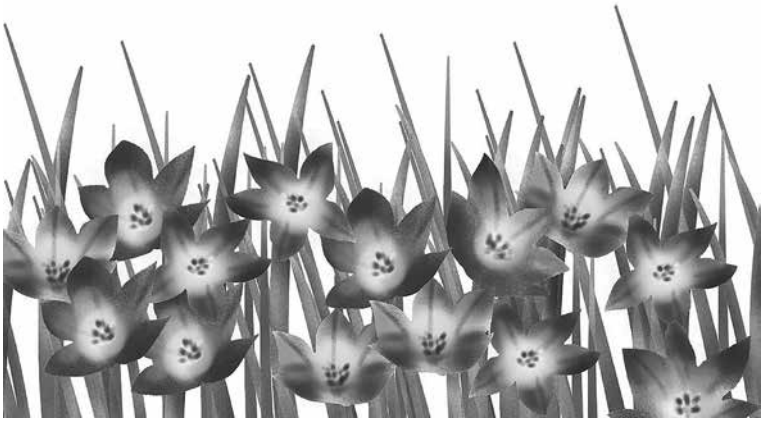

チョコっとモン・サン・ミッシェル

神奈川県支部
赤城喜久代
その2

島の入り口の門を中に入ると大通りになっていますが、大通りとは名ばかりの細いメインストリートです。両側には土産物屋やレストラン、ホテル等がひしめいています。

時期は初冬、メインストリートに人影はほとんどなく、しかも道路は全面工事中、車いすでは通り抜けできません。メインストリートを抜けていくと、最上階の修道院へ行くことができます。

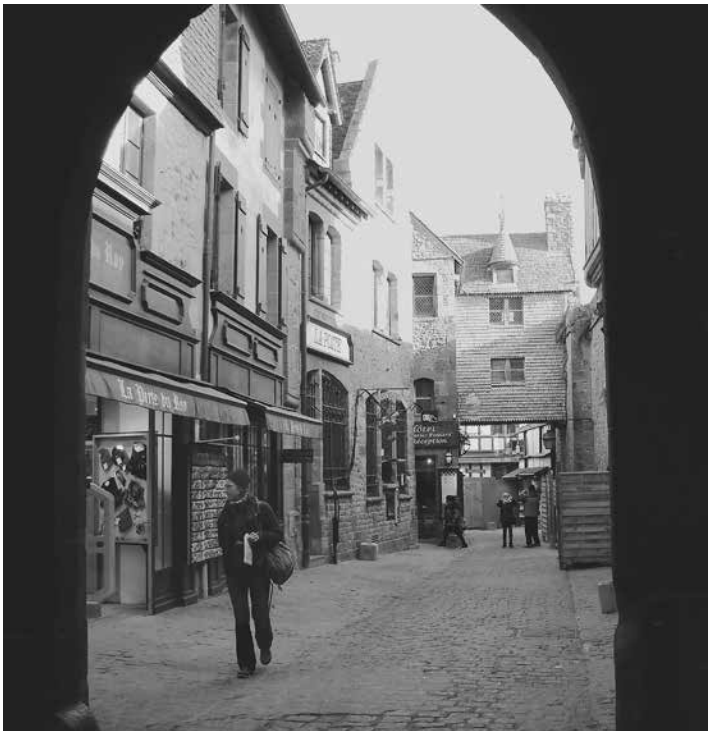

世界一狭く、短いといわれる「大通り」。お土産屋やホテルが並ぶ。この近くにオムレツ屋がある。

予定していたのでしょう、同行の元気な二人が「行ってきます」といって、道路脇を沿うように修道院を目指して行きました。残された私たちは、お土産屋さんで時間をつぶし待っていることにしました。

30分ほどたったころ息せき切って、修道院へ行った二人が帰ってきました。お昼もだいぶ過ぎ、お腹もすいていたところです。

「有名なオムレツでも食べようか」ということになりました。

丁度目の前は、有名なオムレツ屋さんですが、入り口には30センチ位の段差があります。店内の女性に「すみません」と呼び掛けてみました。すると、こちらを見た女性は「ノー」と言ったようです。試しにもう一度声をかけましたが、やはり彼女は「ノー」といったのでした。あきらかに『入店拒否』です。皆有名なオムレツを楽しみにしていました。

1977.12.3 第３種郵便物認可
(発行日)2021.7.15 SSKP 通巻第7696号

仕方がないので「私ぬきで食べてきて」と言いましたが、腹を立てた仲間たちは食べないことにしました。

フランスまで来て、入店拒否に合うとは、夢にも思わない出来事でショックでしたが、そこはグッとこらえて反対側のお店に入ることにしました。そこも二段の段差がありましたが、若い子が出てきて快く手伝ってくれました。

このようなことは、人によって対応が違うようで、どこの国でもあることなのかもしれません。

オムレツは食べられませんでしたが、もう一つ、この地方で有名なガレット（そば粉のクレープ）をいただきました。

ブルターニュ地方の豊富な野菜や海産物が朝市にあふれています。週末には各地のまちの広場で朝市が立つようです。人だかりしていたチーズ屋さんも気軽に声をかけてくれます。

翌日は、パリへ向かう予定でしたが、その前に朝市をのぞいてみることになり、電車で３駅ほどの市場へ出かけました。レンヌのあるブルターニュ地方は、海産物が豊富で有名です。

市場は駅から５分ほどの道のりです。土日だけやっているというその市場は、とても大きくいろんなものが売られています。足早にいろいろ見て回る途中で、行列ができている所に引き寄せられました。何屋さんかとみるとチーズ屋さんです。フランスは農業国でもあり、とりわけチーズは種類も多く、美味しいと言われています。

早速行列に並び、スマートフォンの翻訳アプリを起動させました。順番が来たので「羊とヤギの半々のチーズをください」とスマートフォンで話をしました。〝完璧です〟、店員さんにばっちり通じました。チーズは日本よりはるかに安いので、固いチーズ・やわらかいチーズ等などいろいろ仕入れました。他、ブルターニュ産の手作り塩を発見、珍しい塩なので、ついでにそれらも購入。結局、チーズと塩はフランス土産となったのでした。

市場を後にし、お昼少し前レンヌ発の新幹線（ＴＧＶ）、モンパルナス行の１等車に乗りました。フランス国鉄（ＳＮＣＦ）は、車いす席は１等車にありますが、運賃は２等車の料金です。話に花を咲かせているうちに、時間は瞬く間に過ぎて行き、窓外に目を移すと列車はモンパルナス駅のホームに、静かに滑り込んでいく所でした。

モンパルナス駅からホテルまでの移動は、タクシーを利用するのが簡単です。それも考えたのですが、96番バスはパリ観光も兼ねた黄金ルートだと知りました。バスからパリ見物もいいかもしれないと思い、96番バスでホテルまで行くことにしました。

96番のバス乗り場で待つこと30分超、バスはなかなか来ません。通りかかったフランス人が、早口で何か言い残していきましたが、何を言われたのかわかりませんでした。

しばらくして、周りを見回すとバスが１台もいないことに気が付きました。そこで初めて、フランス特有の、ストライキではないかということに、思い至ったのでした。

パリ市内は、車いすでの交通アクセスは十分とは言えません。バスであれば、市内は全線乗れるようになりましたが、地下鉄は大部分が乗れない状態です。

モンパルナス駅は大きな駅ですが、地下鉄は乗車できないことを知っていました。しかもホテルは反対側、セーヌ右岸のレ・アール地区にあります。ホテルまで可能な手段はタクシーかバスのみです。

フランスのＴＧＶに乗り込む。連絡してあれば手動式的な乗降機が待っており、乗降を手助けしてくれる。

駅に一旦戻り対策を練ることにしました。しばらく、駅構内をうろついていると、車いすの男性が通りかかりました。勇気を出して「車いすタクシーを知っていますか」と聞いてみました。彼は知らない様子でしたが、力になってくれそうだったので、ついて行きました。脊損みたいですが、駅構内をスイスイと移動します。遅れずに付いて行き10分前後走った時、車いすの相談所がありました。

そこのリストに載っている、車いすタクシーの会社に電話してくれましたが、全くつながりません。健常者を連れた彼は、どこかに行く途中だったようです。時間も大分経過し申し訳ないので、車いすタクシーをあきらめ、彼に「普通のタクシーで行きます」と言うと、ほっとした顔をしたようですが、タクシー乗り場まで連れて行ってくれました。

タクシー乗り場には、客待ちのタクシーが４～５台並んでいました。４人分の荷物と電動車いすがあるので、２台に分乗するしかありません。１台目は車高が高い車で、運転手も気持ちよく受けてくれました。２台目は、普通の乗用車で高さが合うので、乗ろうとしましたが、運転手は何やら渋っています。車いすが嫌なのか、助手席をあけるのが嫌なのか、私が後部座席に座ると『あれっ？』という顔をしていました。フランスのタクシーは、昔から助手席に人を乗せたがらないと言われています。犬を連れている人もいた、という話を聞いたことがあります。

モンパルナス駅で想定外のトラブルがありましたが、無事にセーヌ対岸のホテルまでたどり着くことができました。見知らぬ外国人の私たちに、30分以上も付き合ってくれた、親切な車いすのフランス人に感謝です。

後でわかった事ですが、パリのストライキは、私たちがパリに入る前週の土曜日から始まった『黄色いベスト運動』と呼ばれるものでした。最初は、燃料価格高騰に対するものでしたが、最後はマクロン政権批判へと変わっていきました。パリはその年から毎週土曜日がデモの日となり、それから１年以上も続くことになるのです。

フランス人は、何事も徹底的に戦うという一面があるようです。一方では、『個人』・『表現の自由』等を大切にする国民性のようで、『大人の国』とも言われます。

私も数年前、エールフランスのストライキに合ったことがあります。そういうことを知りつつも、コロナが収束したらぜひ再訪したい国の一つです。

フランス４泊６日の、チョコっと弾丸・ドタバタ旅は、このような感じで終わったのでした。

（終）

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.7.15 SSKP 通巻第7696号

第4回『世界は開いているから仕方がない』村山 哲也

障害の医学モデルと社会モデルについて。どっちにしてもその度合は人それぞれ。

脊髄損傷者であれば、身体のどこかに「不便になってしまった箇所」があるはずです。頚椎を損傷してしまえば呼吸にも支障がある人もいるだろうし、腰髄でやっちゃったのであれば、上半身はかなり自由なはず。

同じ脊髄損傷でも、その障害の範囲は人それぞれ、厳密に言えば、きっと誰一人同じ障害を抱えた人はいない。

胸椎6番で神経束が切れちゃった私は、手指は自由です。横隔膜から下の感覚は、触感も温感も全くない。尿意・便意もきれいに消え去りました。

さらに個人差が大きいのは疼痛の範囲と深刻さでしょう。私は背中全体が常に痛い。特に右側。どうやら感覚が残っている範囲が右背中のほうが広いようで、だから右側が左側より痛い。せっかく残った感覚が痛みに満たされている、というのは、殺生な話です。

そして、脚部も右側の方にシビレ感覚が特に内股から内ももにかけて伸びている。と、文字にしても、この痛みやシビレは、どうやっても言葉で表現しきれません。

こんな「恒常的な」症状、障害を、「障害の医学モデル」とひとまず呼びましょう。

私は、ベッドの上にいる以外のすべての時間、手動車イスの上で暮らしています。そして、ひとりでも外出します。日本での棲家は東京の浅草にあります。あの周りには急坂はありません。もちろん、もはや未舗装の道もない。ですから、移動は楽です。ただ、どこかに入店しようとすると、その入口の形状によって障害が顔を出します。段差の高さはどれだけか？　エレベーターはあるかないか？　お店の人が協力的か否か？　入りたい店を前にして、障害が問題になったり、ならなかったり。

都内を走る公共バスは、今はほぼすべてが車イスOKですよね。しかも障害者手帳があれば、無料だったり半額だったり。障害者はむしろ特権的立場です。

電車は、なかなか微妙です。駅でのエレベーター設置があれば、改札からホームへの移動等は問題ありません。でも、車両への乗り降り、私は最初怖かった。

長い入院を終え、社会生活に復帰してしばらくは、駅員さんに介助をお願いしていました。ただ、介助を頼むと、待つ時間が長いのですよね。目の前で何本も電車を見送ったりすることもありました。

もちろん理由はあるわけで、一応仕方がない。

けれど、車イス者としての技術が上がってきまして（つまり馴れてきたので）、駅で駅員さんに介助を頼むことは止めました。ホームと車両、段差が小さければ一人で乗り降り可能です。段差が大きくて不安なときは、周りにいる一般の方に介助をお願いします。「すいませーん、押してくれませんか」と顔を見て頼めば、断られることは、まずありません。

状況によって見知らぬ他人に助けてもらうというのも、障害を持つ人によって得意不得意があるでしょう。私のように遠慮なしに大きな声で人に声をかける無遠慮な度胸？があれば障害度は下がるけれど、そんな傍若無人ぶりを持てないって方もいるはず。恥ずかしがりが、けして悪いわけでもない。海外から来られていて、日本語は不自由って障害者もいるかもしれない。

つまり、環境や個人のキャラクターによって、障害度は上がったり下がったりしている。これが「障害の社会モデル」。こっちは「恒常的」ではない。

私たちの障害は、「医療モデル」と「社会モデル」が混ざり合って、人それぞれにいろんな様相をしています。

ヨルダンでは多くの学校が男女別学。女子高校をたずねたときの一枚です。
（本文とは関係はありません）

TOKYO2020 オリンピック聖火ランナー 2021.06.07 in 山形県鶴岡市

渋谷　真子

今回は、前回からの話から一度離脱して、聖火リレーのことをお伝えしていこうと思います。

６月７日に鶴岡市で聖火リレーが行われ、私は鶴岡駅前からスタートするリレーの第２走者でした。スタート時刻は16時30分ですが14時半で指定された集合場所に行き、ユニフォームに着替えたり、他のランナーさんとトーチキスのポーズなどを決めていきます。想像より緩く、楽しい雰囲気に包まれていました。

私が聖火リレーに応募した理由としては、本来であれば昨年の段階だと受傷して２年、退院して１年の時期でした。世の中的には“障がいを負って短期間の中で”という中で、「こんなに色んなことにチャレンジしてる、まだまだ車いす初心者の人いますよ！」という事を障がいを負って立ち止まっている人達に伝えたかったんです。前に進む何かひとつのピースとなれたら嬉しいな、という想いでした。そして、鶴岡市民の方々にも、地元には車いすの人がいること、共に生活してる事を少しでも感じてもらって、障がいや車いすに対する目線が良い意味で変わってくれたらいいな。と思っていました。

この１年で鶴岡市民の方々には知ってもらえる機会が多く、当日はたくさんの方々に名前を呼んで頂いたり、握手、写真を求められてとても嬉しかったです。ニュースでも私の場面を放送してもらえてたので、実際に見に来れなかった人達にも認識してもらえたのかな？と思っています。

当事者に対しての発信やコミュニティも大切ですが、変化を求めるには枠を出て、多くの人達に認識、理解されていくことが大切だと私は思います。一応はオリパラの時期でメディアや行政が障がいに対して目をむけやすくなってる今を、私は大切にして自分がやりたい事をやっていこうと思います。

聖火リレーの様子をYouTubeにアップしているので、観て頂けたら嬉しいです。自分で編集していても「いい動画だなぁ」って思いました（笑）

◇◇◇

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2021.7.15 SSKP 通巻第7696号

万華鏡　26　食い物知ったかぶり②

千葉県支部　出口　臥龍

天津で天津丼を食った、涙ぐましい話をしよう。台湾、上海に現地法人を設立してから二年後、三つ目の拠点として天津市に事務所を設けた◆食事は外食だ。あるとき本場の天津丼を食ってみたいと閃いた。ところが「天津丼て何ですか」と現地社員が答える。「いいんだ、注文してみな」。社員も店員も怪訝な顔だ。そのうち他のお客も巻き込んで、ちょっとした騒ぎになった。厨房から親父も出てきて、「そんなもんはない」と憮然とした面持ちだ。とうとう天津丼にはありつけなかったが、こちとらも引き下がるわけにはいかない。むきになって、店を変えるたびに注文した。こっそり社員が、「天津丼てどんなものですか」と問いかける。「蟹玉をご飯にのせて餡をかけたものだ」。社員は「それって日本料理じゃない？」◆郊外に出かけたとき、ある食堂で、やはり天津丼を注文した。お客は他にいない。人の良さそうな店主が「やってみましょう」とにんまり笑った。出来上がった天津丼は、大皿に飯を盛り、巨大な蟹玉に餡を掛けた代物だ。「こいつは定番料理になるな」と店主は喜んだ。中国の食習慣に、丼物という概念はない。いったんは諦めた天津丼だったが、店主の奮闘ぶりに、涙がちょちょり出る思いであった。

災害支援金への募金のお願い

近年、多様な自然災害が全国各地で多発しています。そのような事案に遭遇した全脊連会員へ生活支援等に即応すべく支援金の存在は心強いものです。その準備のために平時から募金活動を継続したいと思います。厳正に別会計として管理し公開してまいります。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

大規模災害発生時には、従来からの特定募金を実施したいと思います。

日頃より、防災意識の向上に心がけましょう。

〔記〕

【お振込先】

郵便振替は……００１１０－２－１７００７６

加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

※　通信欄に「災害支援金」とご記載ください。

組織部報告７月

●新入会員

茨城県支部　鈴　木　仁　美
大坂府支部　岸　本　高　志

●死亡退会

謹んでお悔やみ申し上げます
宮城県支部　藤　田　孝　夫　様

○支部長変更／支部所在地変更

東京都支部
〒195-0063
東京都町田市野津田町3706－18
支部長　三　井　智　哉
TEL：090－1261－5057

○支部所在地変更

和歌山県支部
〒649-1443
和歌山県日高郡日高川町
和佐1030－90
障害者ピアサポートセンター内
支部長　上　道　廣　己
TEL：0738－53－8068
FAX：0738－53－8069

○支部電話番号変更

宮崎県支部
〒889-1201
宮崎県児湯郡都農町川北11950－２
黒木久志方
支部長　矢　野　光　孝
TEL：090－2089－9613
FAX：0983－25－1496

※記事訂正
６月号18頁「組織部報告６月」
●死亡退会
【誤】長崎県支部　岡沢　晴子　様
【正】長野県支部　岡沢　晴子　様

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。
また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。
お待ちしています。

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

Happy car life

車いすを屋根上へ収納

車いす収納装置

オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降

リモコン式

乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ

手動運転装置

APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート

車いす収納装置

ウィンチェア

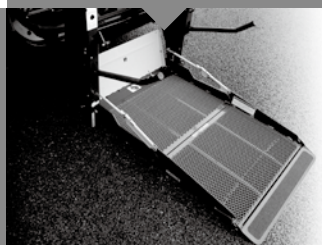

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和三年七月十五日発行　SSKP　通巻第7696号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
発行人　（公社）全国脊髄損傷者連合会
東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷